

平成29年度 第2回我孫子市空家等対策協議会 議事録

○日 時 平成29年10月10日（火）午前10時から午前10時55分

○場 所 我孫子市役所 議会棟A・B会議室

○出席者 出席委員  
大澤一郎（会長）、鈴木明人、四家秀隆、清野正芳、森山知浩、  
坂本貴則、湯下廣一、片谷勉、杉崎健一

事務局

市民安全課：柏木幸昌、住安巖、鈴木正久、服部順一、松田健吾  
建築住宅課：伊藤英昭、菅井正博、赤松龍平、宮本昌幸

○議題 （1）特定空家等の経過報告について  
（2）空家等対策計画（案）について  
（3）今後のスケジュールについて

○公開・非公開 公開

○傍聴人 無し

【開 会】

（司会／事務局）

定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第2回我孫子市空家等対策協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、司会を務めさせていただきます、市民安全課の住安です。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちましてご報告がございます。

本日の出席委員につきまして、当協議会委員9名のうち、9名が出席されております。

空家等の適切な管理に関する条例第11条第2項に基づき、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告申し上げます。

げます。

また、この会議は「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき行われるため、原則公開となります。

規則第9条では、会議録の作成を規定しておりますので、本日の会議終了後、事務局にて会議録（案）を作成しまして、委員の皆様にご確認いただき、市ホームページで閲覧できるような形で保存していきます。

なお、会議録には、発言された委員の名前も記載されます。

さらに、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

本日の会議の議長は、我孫子市空家等の適切な管理に関する条例第11条第1項に基づき、会長となります。この後の議事進行をお願いしたいと思います。

#### 【議事進行】

(議長)

本日は、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

#### 【資料確認】

(議長)

まず、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

議事に入る前に資料の確認をお願いします。

- ・平成29年度 第2回我孫子市空家等対策協議会 次第（A4版1枚）
- ・資料1「特定空家等一覧表」（A3版2枚）
- ・資料2「我孫子市空家等対策計画（案）（A4版冊子）」
- ・資料3「今後のスケジュール」（A4版1枚）
- ・空家等対策計画（案）修正に関する資料（A3版1枚）

資料は、以上5点になります。よろしいでしょうか。

会議の過程の中で、もし資料の不足等がございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局までお申し出ください。

## 【傍聴人の入室】

(議長)

これより議題に入りたいと思いますが、会議開始時刻までに傍聴の希望者がいませんでしたので、これからの傍聴希望者の入室は許可しません。

## 【議 題】

(議長)

それでは、議題に入りたいと思います。

最初に議題（１）の「特定空家等の経過報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題（１）の特定空家等の経過報告について説明します。資料１をご覧ください。

前回の協議会で特定空家等１１件についての措置状況の説明をしましたが、その後についての経過を説明します。

まず、No.1については、６月１５日に所有者と電話で話したのを最後に、何度か電話をしましたが連絡が途絶えている状況です。

次にNo.2については、７月６日に改善していく旨、連絡をいただきましたが、今現在、未改善です。

次にNo.3については、玄関の扉などが開放されており、防犯上問題があると判断し、応急措置を実施するにあたり、８月２日に応急措置に関する同意書を送付するが返答がありませんでした。

なお、同意書を送付した際に同意をしない場合は理由書の提出を求めたが返答が無かったため、８月９日に応急措置を実施しました。

応急措置の内容については、開口部分を板状のもので塞ぐ措置、窓の閉鎖を行いました。

次にNo.4についても、勝手口の扉などが開放されており、防犯上問題があると判断し、８月２日に応急措置に関する同意書を送付したところ、８月８日に同意書とお手紙が返送されました。

手紙の内容は、放置して申し訳ないということと、今後、売却したい旨書かれていました。こちらも、８月９日に応急措置を実施しました。内容については、開口部分を板状のもので塞ぐ措置、窓の閉鎖を行いました。

次にNo.5については、８月２１日に所有者の意向を把握するため、自宅に訪

問し、適切な管理を行っていただけるということを確認しました。また、屋根に設置されたテレビアンテナの脚が破損し、傾いており近隣住宅に倒れるおそれがあることから、応急措置に関する同意書に同意をいただき、8月23日にアンテナを撤去しました。

次にNo.6については、8月24日に再度、指導書を送付したところ、翌日、納税管理人の方から電話があり、相続のことで相談したいと相談を受け、千葉司法書士会を紹介し、相談後、市に報告していただけることになりました。

次にNo.7については、6月30日に送付した指導書が受取人不在で郵送戻りとなったため、8月24日に指導書を送付しました。8月28日に所有者から電話があり、除去業者に依頼し、雑草、庭木の除去を行っていただくことになりました。

なお、建物については、今後、取り壊しを行いたいのが資金面で今すぐは難しいということが確認できました。

次にNo.8については、8月24日に再度、指導書を送付しましたが、何の返答もない状況です。

次にNo.9については、8月24日に再度、指導書を送付したところ、9月7日に所有者の娘から電話があり、7年前に所有者が亡くなって相続が済んでいない状況であり、相続のことで相談をしたいとのことで、千葉司法書士会を紹介しました、なお、一度市役所に相談に来るとのことでした。

次にNo.10については、所有者の意向を確認するため8月24日に所有者宅を訪問したところ、解体業者に依頼済みとのことでした。

次にNo.11については、7月3日に改善していく旨、連絡をいただいたが、今現在、未改善です。以上、特定空家等の経過報告でした。

この11件の特定空家等については、委員の皆様にご意見を求め、今後の措置について検討していきたいと思っております。

特定空家の経過説明は以上になります。

ここで、前回の協議会で課題となった、相当の猶予期限について、国土交通省に問い合わせたところ、特に法令で定めがないので、地方公共団体の空き家対策の取り組み事例を参照してくださいとのことでした。取り組み事例によると、最長で4か月となっていました。これらの案件は指導に至るまでに多くの年月をかけてきたものです。

市の考え方としては、相当の猶予期限とは、特定空家等の状態を改善するために必要な措置の内容に応じていくことから、一律に期限を定めるのではなく、個々の案件に応じて定めることと考えております。

この相当の猶予期限についても、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、特定空家等の経過報告について「ご意見等」ございますか。

(鈴木委員)

No.6の納税管理人から電話があった件について、今説明していただいた部分で補足となりますが、恐らくこの方から私の事務所に連絡があり、特定空家に認定され、手続きについてアドバイスをして欲しいということで、相続の手続きは未了となっていることから、相続登記をしたいということでした。相続をするにあたって相続人全員と遺産分割協議をして相続人の名義に変えるよう説明させていただきました。

納税管理人の方からは内容については、了承していただきました。他の相続人の方がいらっしゃるようなので、相続人の中で今から手続きをお願いしたいということでそこまでは、お話が進んでいます。

(議長)

たまたま先生の方にご相談がいったのですか。

(鈴木委員)

おそらく偶然かと思われます。遠方にお住いの方であったので。

(議長)

そのほかに「ご意見等」ございますでしょうか。

(片谷委員)

特定空家の期間ですが、いつまで議論するかということになるかと思いますが、市のほうでは、どのくらいの期間を見ているのですか。特定空家にしてからどのくらいの猶予期間を持たせるのですか。

(事務局)

特に期限というものを定めていないのですが、連絡の取れている案件については、時間をかけて話をしていくことを考えています。

(片谷委員)

連絡がこない場合はどうされるのですか。

(事務局)

そういった場合には、指導書を再度送ることを検討しています。

(片谷委員)

市では、頻繁に連絡されているのですね。

(事務局)

頻繁ではありませんが、2ヶ月後とか協議会を開催するまでの期間など一定の期間を置いて再指導を行っています。

(片谷委員)

今言ったように相続の問題は、一人では、なんとかできるような問題ではないので、そう簡単には行かないと思います。その辺の考えもあるんでしょうか。

(事務局)

市の方でも色々調査した中で、期限を踏んで段階的に進めて行く考えです。

(片谷委員)

空家は、どんどん増えて行くから、いつまでも放っておけないですからね。

(議長)

資料1の中で通知回数という記載がありますが、具体的に何をした回数か教えていただけますか。

(事務局)

これは、平成24年から空家の調査をはじめた中で空家の所有者に対し、助言の通知文を出した回数です。法ができる前の条例の段階で、通知したものになります。

(議長)

一番多いもので6回。一番少ないところで、最近見つかったような案件が0回ということなのですか。

(事務局)

はい。

(片谷委員)

こういった空家は近隣の方々から分かったのですか、それとも市で巡回して見つけたものなのですか。

(事務局)

平成24年度に自治会に対し、管理がされていない空家の情報提供をお願いし、情報提供いただいたのが始まりでした。その後、近隣の方々からの通報もありました。

昨年度、水道の閉栓情報や市で把握している空家の情報を合わせて空家の実態調査を行い、725件の空家を把握しました。

(議長)

郵便物が届かないという案件はないという理解でよろしいのでしょうか。郵便物を見るとNo. 2、No. 7を見ると×になっていますが。

(事務局)

配達証明で送っており、届いています。

(議長)

No. 3、No. 8は、今日の時点で返答がないという話になっていますが、それでも郵便物は届いているということですね。あと、税金の滞納もないということですね。

(事務局)

はい。この2件については、期間をおいて再指導する予定です。

(清野委員)

No. 6では、固定資産税が滞納とありますが、収税滞納分ということですか。

(事務局)

これは、先程お話があったのですが、相続がなされていなくて、この方に納税管理人になっていただいて平成23年までは、納めていただいたということです。

その後、鈴木委員の方に相談が行ったと思うのですが、自分一人で税金を納めて行くのは、困難であったということで滞納が始まっているということです。

あくまでも、所有者はお亡くなりになっており、その相続人になるであろう方が納税管理人になっています。

(清野委員)

お話は、分かりますが、差し押さえといった強制的なことは考えているのですか。

(事務局)

古い建物で滞納も差し押さえを行うまでの金額に達していないと思われます。また、金額の大きさによると思われます。

(議長)

ほかに「ご意見等」ございますか。

(清野委員)

私の記憶ですと我孫子市長は最初の協議会にしか出席してないですね。もちろん、公務もあるのですが、市長が出ないということはどういったことでしょうか理由を教えてください。

(四家委員)

私が市長の代理ということで最初に市長から指名されております。

(議長)

今の色々な質疑を踏まえたとまだ連絡が取れているところ、もしくは、何々をしますというところは、引き続き市の方で手続きを進めて行くことは、異論がないと思うのですが、何かそれに加えてご意見等あればお伺いしたいのですがございますか。

(片谷委員)

ズルズルとやってもしょうがないと思います。市の方でも期間をおいて色々やっていると思いますが、同じことを何度もやっても意味がないので、ある程度強行に持っていかないといけないと思います。

やるところをどんどんやって行かないと何度協議会を開いても無駄に時間だけが過ぎてしまうと思います。

(清野委員)

近隣市では宅建協会と協定を結んで進めていますが、そういった考えは、あるのでしょうか。

(事務局)

今後の検討課題とします。

(四家委員)

市の立場とすれば、危険な建物については、すぐにでも、除却、更地にしたというのが最終目標ですが、やはり人の財産ですので、それなりの手続きを踏まないとなかなかできないという中で、その辺は、市としても非常に苦しいところであり、市が強制的に除却して、その分のお金が回収できるのかどうかを踏まえないといけません。

手続きを踏めば、やることは簡単かもしれませんが、金銭的な負担やそのバランスを考えて行かないといけないと思います。

差し迫っているものについては、やっけて行かないといけないと思いますが、あくまでも、所有者の責任によって適切な管理をするという意識を持っていただかないとなりません。

近隣でも代執行が始まっており、そういうところをみると、我孫子市もそういった行動に出ないといけないのかと思います。ただ、その前にやはりこの建物は、もう限界が来ているといったものについては、法的な手続きを踏むべきものになっているという判断をいただければと思います。

今回は、こういった法的な手続きに進んでもいいですかという判断をいただきませんが、前段では、次は、勧告にしましょうかというような勧告をするための相当の猶予期間というお話が出ましたが、そういった意見も相当の猶予期間が来たと判断してもいいでしょうという皆様からのご意見が出た時には次の段階に進んで行きたいと思います。

(片谷委員)

付け加えますと11番のこの物件は、通行上見通しも悪く邪魔なので、早くやっけてもらいたいです。

(四家委員)

11番の話で言えば、県道の交差点なので、交差点の改良を県の方で進めているということで、ゆくゆくは、買収ということを県から情報としていただい

ておりますので、市と県のどちらが先にやるかという話になるかと思えます。

ただ、県は、買収するのに下交渉などそれなりの時間をかけていくと思うので、市では、先に市がやるということにも、なかなか得ないので、状況を見る必要があります。

(片谷委員)

あの道路は県道ですか。

(四家委員)

県道です。

(鈴木委員)

No. 7の中里の物件ですが、指導書送付後の土地の所有者と空家になっている建物の所有者は、もしかして一致していないのですか。

家屋は未登記なので、課税情報から所有者が一致しているので、土地の所有者のみに指導書を送付しているということですか。

昔、当該土地を知人に貸していたが、地代の未納が続いた為、調停を行い、調停が成立するも家主が亡くなって以来空家の管理ができなくなったという記載があったので。

(事務局)

土地の所有者が貸していたような形です。ただ未登記なので、はっきりした所有確認ができなかったのですが、知り合いから家賃をもらっていたようです。

(鈴木委員)

土地と建物の所有者は、同じ方ということですか。

(事務局)

そのように思われます。建物の方もゆくゆくは、取り壊したいと土地の所有者の方がおっしゃったので、おそらく建物を建てた方と所有が同じと思います。

(森山委員)

市には、よくやっただいているなと思えます。特定空家等一覧に11件とありますが、修復されたもので、周りに影響が与えられなくなったものは、以後ここから減っていくようになるのでしょうか。それとも、今後、継続的に見ていくようになるのでしょうか。

(事務局)

こうした特定空家等については、改善が見られたら外していくものです。

(森山委員)

私的には、以後、連絡が来なかったり、もしくは、継続的に連絡が取れる状態で相手からも相談があるのであれば、結論が出るまで慌てることもないのかと思います。

一方、市から指導書が届いているにも関わらず、反応がないような悪質なものに関しては、ある程度の期限を決めて、市だけで判断ができないという形であれば、意見を仰いでという形でいいのではないかと思います。

(議長)

そのほかに「ご意見等」ございますか。

(清野委員)

市で色々とやっていただいているのですが、それについてもあまり反応がないようなところは、順位を決めて強制的にやるように1つずつ処理をしていくしかないんじゃないですか。いくら会議をやってもしょうがないんじゃないですか。

(事務局)

まさしくその通りで、次の段階の勧告をするとなった時に土地の固定資産税の軽減が外されるという法的措置になり、土地が4～6倍くらいになるかと思えますので、その措置をどのような段階で進めていくかについて今日という訳ではないのですが、今後の協議会の中で決めさせていただければと考えております。

(清野委員)

迷惑をかけているのに6分の1の軽減なんていらなからね。

そういったことをこの中から順位を決めて1つずつ処理して行くしかないんじゃないですか。

(議長)

今後、順位づけとか勧告の有無を含めて検討課題になってくるのかなと思いますので、引き続きということによろしいでしょうか。

(議長)

そのほかに「ご意見等」ございますか。

(議長)

ほかに無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

(議長)

次に議題(2)「我孫子市空家等対策計画(案)について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題(2)の我孫子市空家等対策計画(案)について説明いたします。

本日、お配りした資料「空家等対策計画(案)修正に関する資料」の2枚目、と計画(案)の55ページをご覧ください。

これまでの経過として、前回の協議会で計画(案)の構成・内容について皆様からおおむね了承をいただいているところですが、前回の協議会でもお伝えしたとおり、これまでに作成した計画(案)の施策の妥当性の判断や関係部署との実施体制の連携確認を行うために庁内関係部署を招集し、計画策定における庁内会議を行いました。

会議では、空家等の活用の分野を除いては、特段問題はないが、「空家等対策の相談体制」の見せ方をもう少し工夫した方がいいとの意見を受けたことから、その修正(案)として配布資料の2枚目及び計画(案)の55ページの中にまとめられています。

主な修正点としては、まず、「庁内における相談体制」という記載を「主たる相談窓口」と「その他関係する相談窓口」に分割し、庁内における関係部署の役割分担をより明確にしました。

次に、社会福祉施設や市民活動拠点施設等への利活用が考えられることから、福祉関係部署3課、市民活動支援課を相談体制に加え、その他、空家等の固定資産税に関することとして課税課も相談体制に加えしました。

市民安全課からの説明は、以上です。

続いて、建築住宅課から配布資料の1枚目「8. 空家等の活用」について説明申し上げます。

(事務局)

建築住宅課より、資料50、51ページの空家等の活用について前回からの修正点をご説明いたします。事前に郵送でお配りいたしました資料から変更がありますので、本日お配りしたものと差替えをお願い致します。

(1) 基本的な考えについては、前回より内容は変わっておりませんが、語尾について見直しをしております。

(2) 「全国版空き家・空き地バンク」との連携については、国が構築・運営する「全国版空き家・空き地バンク」の名称と全体のイメージ図を入れることで、より分かりやすい表現に修正しました。

次に51ページの(3)支援制度の活用については、本計画は5ヶ年計画となっているため、既存制度については名称がこのまま継続されるか不透明であり、財政状況などの事情で、制度自体がなくなる可能性も考慮し、個別の制度名称から「現在実施している市の補助制度」といった表現に見直しを行いました。

また、終わりに「今後、国等であらたに創設される制度については、情報収集を行い、本市における効果を検証し、活用を図っていきます。」といった文言を追加し、今後創設される制度についても幅広く活用を図れるよう、修正しております。

(4) 住宅以外の用途への活用については、9月14日に本計画について、関係課を集め庁内会議を開催し、空家の住宅以外への活用について、ご意見を頂きました。

その中で出た案といたしましては、集会所やバリアフリーに対応したグループホーム、子供食堂、住宅確保要配慮者の住居として活用する案などがあげられました。

そのことから、(4)住宅以外の用途への活用として、「住宅以外の用途への活用支援については、福祉施設や市民活動拠点施設など様々な用途への活用が想定されることから、各相談窓口と連携し、活用支援を実施することにより空家等の活用促進を図っていきます。」といった文言を追加しております。

(議長)

今回の説明は、前回の案に若干の修正を加え、この案についてどうかという趣旨でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。その通りです。

(湯下委員)

1点質問をさせていただきます。空家等対策計画を作ることによって市民の方に理解を求める話になると思いますが、当然表現については、なるべく市民目線で分かりやすい表現に徹していただければ、ありがたいと思っています。

その中で気になる表現がありまして、今回、修正に関する資料の中でお示し  
いただいている主たる相談窓口の部分で市民安全課と建築住宅課と書かれてい  
て、市民安全課については、適切に管理されていない空家等全般に関すること  
ということで、大きなくくりで分かりやすいと思いますが、建築住宅課の表現  
については、前回提示された時と表現が変わって、空家等の住宅としての利活  
用に関することということで、「住宅としての」という表現を加筆した内容とな  
っています。ここら辺を修正したことで表現が複雑になったように感じるので  
すが、表現を修正した部分の理由と必要性について教えていただければ、あり  
がたいのですが。

(事務局)

こちらにつきましては、委員のおっしゃる通り前回の計画では、空家等の利  
活用に関することだったのですが、実際問題ほとんどが住宅としての利活用で  
あり、それ以外の活用もありまして、なかなかそれを一元化するのは、難しく、  
空家等の全般に入ってくると思います。それを分かりやすく担当を分けたとこ  
ろがこの修正の趣旨です。

(湯下委員)

前段でお話しましたが、出来るだけ分かりやすい表現が良いのではないのか  
と私はそう思います。

加筆をすることで少し複雑な話にならないかということに危惧しているの  
ですが、例えば、前回、提示していた空家等の利活用に関すること、主たる相談  
窓口として市民安全課と謳って広く捉えた表現で適当かなと思ったのですが、  
他の方の印象、イメージを含めてご意見をお聞きしたいなと思います。

(清野委員)

空家の窓口を1つにして割り振っているのですか。そうであると一般の方  
には、分かりづらいのではないのでしょうか。

(事務局)

空家等の主たる相談窓口として、市民安全課と建築住宅課があるのですが、  
まず、市民安全課ないし建築住宅課でお話をお伺いした上で所管課で解決でき  
るものであれば、そのまま対応します。

また、所管課で対応できないものについては、十分にお話をお伺いした上で、  
その他の関係部署にお渡しするというところが業務の一般的な流れです。

(議長)

ありがとうございます。先ほどの「住宅としての」という文言に関しては、いかがでしょうか。

(片谷委員)

電話が掛かってきた時に複雑化してるということで、例えば、私が電話したとして、まずは、空家対策担当で受け、中身を絞って、それから他の課に割り振れば分かりやすくいいのではないかと思います。掛ける方もその方が分かりやすいのではないのかと思います。あまり細かくしないほうがいいのではないのでしょうか。

(議長)

片谷委員がおっしゃるように電話をしてきた人は担当課が分からないという事態は予想されることだと思います。

市民の方もどこの課が担当してるかは、分からないというのは、もっともなことだと思います。そういう場合は、どういう対応をされているのですか。

(事務局)

空家対策担当は、市民安全課にありますので、市民安全課が1回はワンストップでお受けして、相談の用途によって振り分けを行っています。

ですから、住宅の相談と言ってお話を聞いてみると実は、空家であったという場合には、建築住宅課に最初に電話がいくと思うのですが、この2課については、ワンストップで対応しています。

委員がおっしゃったのは、表現の仕方だと思いますので、「住宅としての」という表現が計画上で要るのか要らないかだと思います。

(議長)

文言については、入れることが必要不可欠であれば、入れざるを得ないのかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(坂本委員)

今のお話で出ている修正後の「住宅としての」という部分に関してですが、そもそもこの空家対策ということが空家が存在することによる市民の安全とか社会における危険を判断するものと考えてるのであれば、住宅として空家が存在していることも考えられますし、言ってみれば、住宅として使用することがで

きるかもしれない、建物があること自体が問題になることがあると思うので、そう考えると大きなくくりとして、「住宅としての」ということに関わらず、建物が空家として存在することが問題であれば、この文言を入れない方が解釈が広がるのではないかと思います。

(議長)

あえて前と後で修正しているということで、今、役割分担だとかワンストップという言葉が出てきていると思うのですが、そういうことと関係性があるような話なのでしょうか。

表現が重複しているとどの部署が担当しているか分かりずらいとも思います。

(事務局)

建築住宅課の考えとしては、市民安全課で空家等全般について、一括してワンストップでやっていくということで理解し、その裏には、市民安全課の思いとして、実際ワンストップでやるということだと思うのですが、そこまで計画書に書く必要がないという考えがあったのかと思います。

(四家委員)

市役所の中でどこが役割を担うかについて色々と調整をしていかなければと思うのですが、空家等という定義からすると住宅を含めて建築物全部を空家等とされているので、空家等が「住宅としての」という読み方によっては、住宅としての住宅と定義が重なっているのかなという話もあるので、気になっていました。

範囲を絞るのはどうなのかと思いますが、庁内体制に関することなので、建築住宅課とやっていかないといけないところではないかと思います。

ただ、表現としては、いかがなものかなと気になっているところです。

(議長)

今、色々出た意見を踏まえて市で検討していただくということでよろしいでしょうか。

(事務局)

承知しました。

(議長)

本来、今後の予定では、次回の協議会で今回の案についてパブリックコメントをするための承認を得る予定であったのですが、今、文言の修正点は、あったものの大きな方向性の修正点がないようなので、時期を早めてこの場でパブリックコメントをするための承認をいただけたらと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(委員一同)

〈了承の声〉

(議長)

本計画案は、11月の中旬から公表して市民の方々から広く意見を求めていくということでいきたいと思えます。

計画書内の誤字脱字等の修正については、事務局に一任してよろしいでしょうか。

(委員一同)

〈了承の声〉

(議長)

次に議題(3)「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題(3)の今後のスケジュールについてご説明いたします。資料3をご覧ください。

次回の第3回目の協議会は、11月16日(木曜日)を予定しています。

本日の協議会で空家等対策計画(案)の承認をいただいたので、お配りしたスケジュールについて変更させていただきます。

まず、空家等対策計画については、本日の協議会で承認をいただいたので、審議を行いません。

次に、「特定空家等への対応」については、現地視察を行い、実際に空家等の状態を見ていただいたうえで意見を求めていきたいと思えますがいかがでしょうか。

(委員一同)

〈了承の声〉

(事務局)

当日は、現地視察から戻った後に特定空家等を見ての感想やご意見等をお伺いすることを予定しております。

最後に、第4回目の協議会は、平成30年の2月頃を予定しています。

「空家等対策計画」については、パブリックコメントの結果報告・空家等対策計画の答申・そのほか意見交換を予定しています。

次に、「特定空家等への対応」について第1回協議会から第3回協議会で提示した特定空家等の経過報告・新たな特定空家等があればその案件の提示と処置の検討を予定しています。

これは、あくまでも予定であるため、協議会の開催時期等が変更となる場合がございますので予めご了承ください。

なお、後日、修正したスケジュール表と本日の議事録を合わせて郵送いたします。

(議長)

ありがとうございました。今の説明に対し「ご意見等」ございますか。

(議長)

そのほかにないようですので、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。この後の進行は、事務局にお願いいたします。

(事務局)

本日は、貴重なご意見、ご提案をいただきまして、ありがとうございました。引き続き、当協議会へのご協力をよろしくお願いいたします。

(司会／事務局)

以上をもちまして、平成29年度第2回我孫子市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ご議論をいただき、誠にありがとうございました。